

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

静岡県知事

川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県富士宮市南陵6番地

氏 名 エリエールペーパー株式会社

代表取締役 崎山 光興

電話番号 0544-23-4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エリエールペーパー株式会社 富士宮工場
事業場の所在地	静岡県富士宮市野中町329番地
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業 [E14]
② 事業の規模	製品販売金額 16,462百万円
③ 従業員数	人員計 200名（正社員 174名、それ以外 26名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙1参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
※別紙2参照	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																					
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 (単位：t)																				
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th><th>廃油</th><th>水銀使用製品産業廃棄物</th><th>木くず</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>1,937.6</td><td>165.1</td><td>1.6</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物	木くず					排出量	1,937.6	165.1	1.6	0	0				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物	木くず															
排出量	1,937.6	165.1	1.6	0	0																
(これまでの実施した取組) ①廃棄物を適正に処理するため、法令、規則、制度を遵守すると共に、公共の環境施策に協力する。 ②原田工場での汚泥の再利用・再資源化の推進。 ③廃棄物の分別による排出量の削減、再資源化を推進する。																					
②計画	【目標】 (単位：t)																				
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th><th>廃油</th><th>水銀使用製品産業廃棄物</th><th>木くず</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>1,937.6</td><td>163.4</td><td>1.6</td><td>0.1</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物	木くず					排出量	1,937.6	163.4	1.6	0.1	0				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物	木くず															
排出量	1,937.6	163.4	1.6	0.1	0																
(今後実施する予定の取組) ①削減目標を、生産量に対する廃棄物の発生率前年比-1.0%とし、排出抑止、再利用、再資源化を推進する。 ②電気部品や廃プラスチック類・金属くず・その他混合廃棄物の細分別化を推進し、廃棄物の削減、再資源化を推進する。 ③廃棄物の処理に係わる委託先に対し、優良認定取得を推奨し、協力する。 ④水銀使用製品産業廃棄物の適正処理。																					

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) プラスチック、木、紙、金属等の排出前分別 電気部品など廃プラスチック類・金属くず・その他混合廃棄物の細分別化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の内容再調査と分別・再利用、再資源化の推進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 (※1)	t
	（これまでに実施した取組） 原田工場で原料としての再使用の促進 (※1) その他、原田工場で再利用した量：1819.1 t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 (※2)	t
	（今後実施する予定の取組） 原田工場で原料としての再使用の促進・継続 (※2) その他、原田工場で再利用する予定量：1819.1 t		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 (※3)	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 (※4)	t
（これまでに実施した取組） 原田工場での焼却処分（自社処分）を推進し、廃棄物の外部委託量を削減する。 (※3) その他、原田工場で熱回収を行った量：27.4 t (※4) その他、原田工場の焼却処分により減量した量：26.6 t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 (※5)	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 (※6)	t
（今後実施する予定の取組） 原田工場での焼却処分（自社処分）を推進・継続し、廃棄物の外部委託量を削減する。 (※5) その他、原田工場で熱回収を行う量：27.4 t (※6) その他、原田工場の焼却処分により減量する量：26.6 t			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

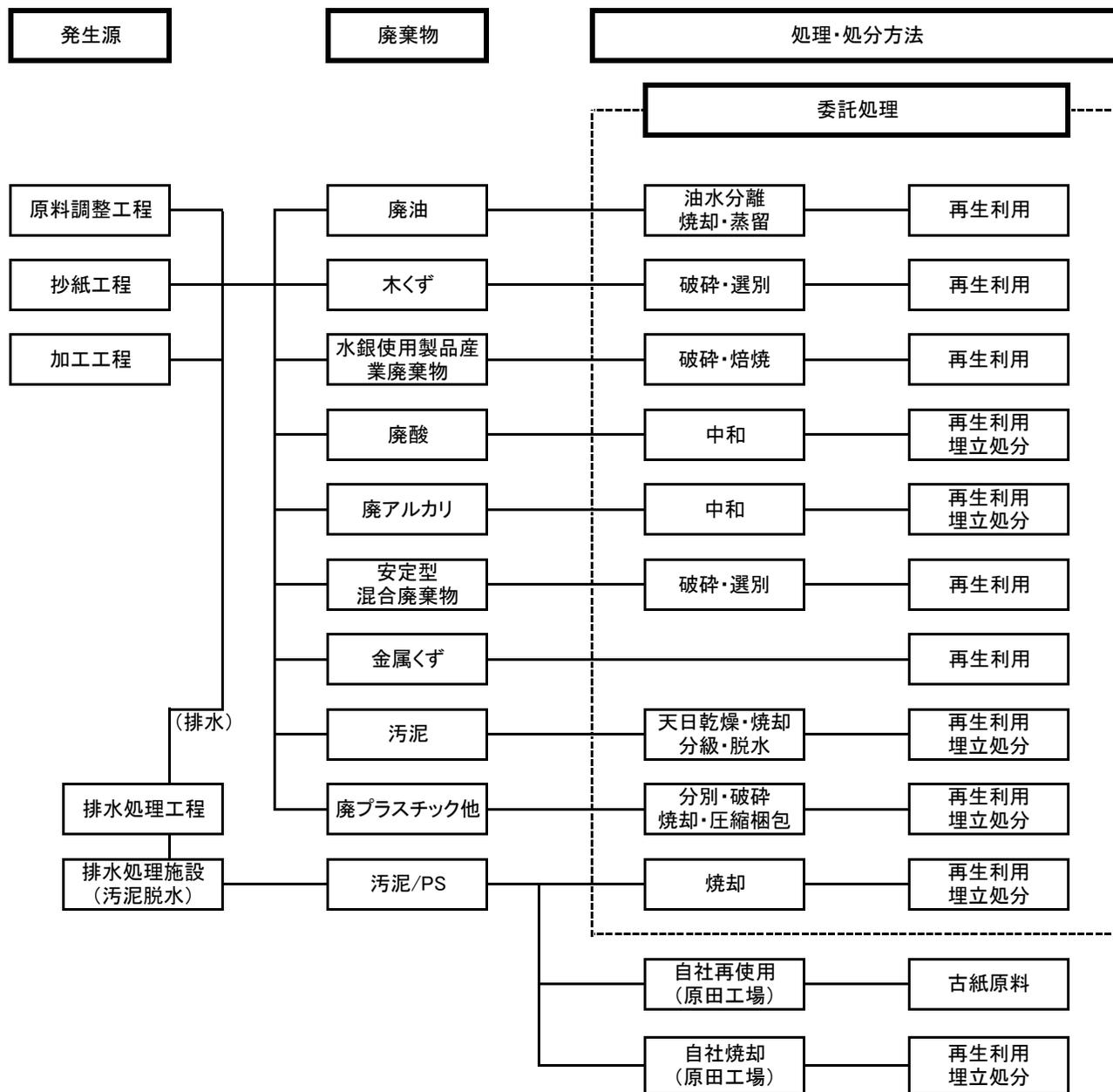
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】						(単位：t)		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃	木くず			
	全処理委託量	91.1 (※7)	165.1	1.6	0	0			
	優良認定処理業者への処理委託量	20.6	0.1		0	0			
	再生利用業者への処理委託量	91.1 (※8)	165.1	1.6	0	0			
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	70.5 (※9)							
(これまでに実施した取組) 分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 汚泥の原田工場での焼却処分（自社処分）による外部委託量の削減。 (※7) その他、原田工場で焼却処分した後の処理委託量：0.8 t (※8) その他、原田工場で中間処分後、再生利用業者への処理委託量：0.8 t (※9) その他、原田工場で中間処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量：0.8 t									

【目標】		(単位：t)							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃	木くず				
全処理委託量	91.1 (※10)	163.4	1.6	0.1					
優良認定処理業者への処理委託量	20.6	0.1		0.1					
再生利用業者への処理委託量	91.1 (※11)	163.4	1.6	0.1					
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	70.5 (※12)								
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 廃棄物の適正処理、及び資源の有効利用に関する社内教育の実施。 汚泥の原田工場での焼却処分（自社処分）による外部委託量の削減。 水銀使用製品産業廃棄物の適正処理。 (※10) その他、原田工場で焼却処分した後の処理委託量：0.8 t (※11) その他、原田工場で焼却処分後、再生利用業者への処理委託量：0.8 t (※12) その他、原田工場で中間処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量：0.8 t</p>									
※事務処理欄									

②計画

【別紙1】



【別紙2】

廃棄物管理組織

